

資産運用業関連の ライセンス取得手続きについて



行政書士 増野 佐智子



目次

1. 「金融商品取引業」とは
2. 「投資運用業」とは
3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））
[参考]投資助言・代理業の場合
4. 登録申請手続き
5. 質疑応答





1. 「金融商品取引業」とは

◆平成19(2007)年9月30日、「金融商品取引法」施行

- ☞ 従来の縦割り業規制から、横断的な業規制へ統合。規制対象商品の拡大。
- ☞ 「業務の種別に応じた参入規制」の柔軟化、「顧客属性に応じた行為規制」の柔軟化。

<従来の主な業規制>

販売・勧誘	証券取引法	証券業(登録)
	金融先物取引法	金融先物取引業(登録)
	商品ファンド法	商品投資販売業(許可)
	信託業法	信託受益権販売業(登録)
助言	証券投資顧問業法	証券投資顧問業(登録)
運用	証券投資顧問業法	投資一任契約に係る業務(認可)
	投資信託・投資法人法	投資信託委託業等(認可)



<現在>

金融商品取引法
金融商品取引業(登録)





1. 「金融商品取引業」とは

◆金融商品取引業の業務の種別

☞ 金融商品取引業は、その行う業務内容別(業務の種別)に以下4種類に区分されている。

金融商品取引法
金融商品取引業(登録)



①第一種金融商品取引業	例)証券会社、FX会社
:流動性の高い有価証券の取り扱い 等	
②投資運用業	例)投資運用会社、投資法人
:ファンド財産等の運用 等	
③第二種金融商品取引業	例)不動産会社、ファンド募集会社
:流動性の低い有価証券の取り扱い 等	
④投資助言・代理業	例)投資顧問会社、FP
:有価証券の価値等の投資に関する助言 等	

要件
厳
↓
緩





1. 「金融商品取引業」とは

◆金融商品取引業の業務の種別

☞ 「**第一種金融商品取引業**」 例)証券会社、FX会社 等

流動性の高い有価証券(株式・債券等)の販売・勧誘等を行う。

☞ 「**第二種金融商品取引業**」 例)不動産会社、ファンド募集会社 等

流動性の低い有価証券(※)の販売・勧誘等を行う。



- ① 信託受益権の売買等
- ② ファンド持分(集団投資スキーム持分)の募集等





1. 「金融商品取引業」とは

◆金融商品取引業の業務の種別

☞ 「投資運用業」 例) 投資顧問会社、投資運用会社 等

投資一任契約等に基づき、有価証券等に対し、金銭その他の財産を投資し、その運用を行う。(※投資判断は、投資運用業者が行う)

☞ 「投資助言・代理業」 例) 投資顧問会社、投資助言会社、FP 等

①投資助言業

投資顧問契約に基づき、有価証券など金融商品への投資判断に関し、顧客にアドバイスを行う。(※投資判断は、顧客自身が行う)

②代理業

投資助言業者と顧客との投資顧問契約締結の代理・媒介を行う等。





1. 「金融商品取引業」とは

◆金融商品取引業者の現状

👉 令和2年8月31日時点の金融商品取引業の登録業者数・内訳は、金融庁HP「金融商品取引業者登録一覧」によると、以下の通り。

第一種	第二種	投資助言・ 代理業	投資運用業	合計
306	1,211	975	392	1,954

(※同一業者が複数登録を受けている場合がある為、合計と内訳は不一致)

👉 所管(金融庁・財務局)別にまとめると、以下の通り。(合計1,954業者)

関東	1,223	福岡	44	四国	18
金融庁	342	北海道	23	北陸	12
近畿	171	中国	23	九州	7
東海	71	東北	15	沖縄	5





1. 「金融商品取引業」とは

◆金融商品取引業の特徴

- ☞ 登録の有効期限がなく、更新申請が存在しない。
- ☞ 基本的に「実態主義」。形式的に書類だけ揃えても通用しない。
- ☞ 登録を受けても、扱える対象商品・行為内容に制限がある。
 - ・金融商品取引業者ごとに当局に届出している「業務方法書」の中に列挙した対象商品・行為内容しか行うことができない。
 - ↳ 登録を受けた業務の範囲内で、対象商品等を見直したい時は、「業務方法書の変更届」を行う必要がある
 - ・登録を受けている業務の種別をこえて、他の業務を行うことはできない。
(例: 投資助言・代理業のみの登録業者が、投資運用業を行う)
 - ↳ 登録を受けた業務の範囲をこえ金融商品取引業務を行いたい時は、「変更登録申請」を行う必要がある





1. 「金融商品取引業」とは

【参考】「業務方法書」記載例①（関東財務局HPより）

業務方法書

(第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業)

(目的)

第1条 本業務方法書は、金融商品取引法（以下「法」という。）、金融商品取引法施行令（以下「政令」という。）、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）に基づいて当社が行う金融商品取引業務の内容及び方法に関する基本的な事項を定め、業務の適正な運営を期することを目的とする。

(業務の種別)

第2条 当社が、金融商品取引業として行う業務の種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第28条第2項に定める第二種金融商品取引業
- (2) 法第28条第3項に定める投資助言・代理業

(業務運営に関する基本原則)

第3条 当社は、金融商品取引業の業務を遂行するにあたり、本業務方法書その他の社内規則によるほか、関係法令を遵守し、これに必要な社内体制を整備するものとする。

- 2 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し誠実かつ公正に、金融商品取引業務を遂行しなければならない。
- 3 当社は、投資助言業務に関し、顧客のため忠実に、かつ、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない。

(省略)

(その他)

第19条 その他この業務方法書に定めのない事項については、関係諸法令等及び当社社内規則に基づき実施するものとする。

(附則)

- 1 本業務方法書の改廃は、取締役会の決議による。
- 2 本業務方法書を変更した場合は、すみやかに関東財務局長に届け出る。
- 3 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。





1. 「金融商品取引業」とは

【参考】「業務方法書」記載例②（関東財務局HPより）

(第二種金融商品取引業の業務の種別)

第4条 当社が、第二種金融商品取引業の業務において取扱う有価証券は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第2条第2項第1号及び第2号に掲げる信託の受益権
 - (2) 法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利（以下「集団投資スキーム持分」という。）
※ 前各号に掲げるもののほか、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を取扱う場合は、その種類を限定的かつ具体的に記載する。
- 2 前項第1号に規定する権利に係る信託財産の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地及びその定着物
 - (2) 地上権
 - (3) 土地及びその定着物の賃借権
 - (4) 第1号から第3号に付随する金銭
 - (5) 第1号から第3号に付随する金銭債権
 - (6) 第1号から第3号に付随する動産（家具、什器、備品、車両を含む）
 - (7) 種類を異にする二つ以上の財産（前各号に掲げる財産権に限る）
- 3 第1項第2号に規定する権利に係る出資対象事業の概要は、次に掲げるものに対する投資とする。
- (1) 主として、前項第1号から第3号に掲げるもの（以下「不動産」という。）のうち、前項第1号に掲げるものを除くもの又はこれらを信託財産とする信託の受益権（以下「不動産信託受益権」という。）
 - (2) 集団投資スキーム持分のうち当該権利に係る出資対象事業が、主として不動産又は不動産信託受益権に対する投資であるもの
 - (3) 前各号以外の有価証券又は有価証券表示権利で主として不動産に対する投資に関連するもの
※ 前第1号から第3号以外を出資対象事業とする場合は、その種類を限定的かつ具体的に記載する。
- 4 第二種金融商品取引業として行う金融商品取引行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 第1項第1号に定める有価証券の売買、売買の媒介、売買の代理及び私募の取扱い（法第2条第8項第1号、第2号及び第9号に掲げる行為をいう。）
 - (2) 第1項第2号に定める有価証券の私募の取扱い（法第2条第8項第9号に掲げる行為をいう。）

※実際に行う業務について記載。将来の予定記載はNG

対象有価証券

対象行為





1. 「金融商品取引業」とは

【参考】「業務方法書」記載例③（関東財務局HPより）

（業務分掌及び業務執行の方法）

第6条 金融商品取引業務の執行体制及び業務執行の方法は、次に掲げるとおりとする。

（金融商品取引業務の執行体制及び業務執行の方法は、別紙「組織規程（組織図）」及び「業務分掌規程（職務権限規程を含む）」の規定によるものとする。）**※当該社内規程を引用する場合は、その規定を添付する。**

※業務方法書の中で別紙引用する規程は、業務方法書と一体のものとなされ、当該規程の変更時には、業務方法書の変更届が必要。

3 投資助言業務を担当する部門

- (1) 当該業務を実施する部門は、本店営業部とする。
- (2) 顧客との投資顧問契約に基づいて、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関して助言を実施する。
- (3) 顧客勧誘方法について、当社の関係会社からの紹介により業務を行うため、能動的方法による顧客勧誘は行わない。
- (4) 助言方法及び助言頻度について、顧客の要望の都度、又は随時、電話・ファクシミリ・メールにより行う。また、顧客からの問い合わせには随時対応する。
- (5) 報酬体系について、基本報酬は、契約資産額に対し、年0.00%（税別）を乗じた金額とする。ただし、案件により顧客と協議の上、乗じる割合を変更することがある。
- (6) 当部門に係る業務執行（顧客勧誘方法、助言方法、助言頻度、報酬額基準等）については、別添の「投資助言業務取扱要領」その他の社内規則の規定によるものとする。）**※当該社内規程を引用する場合は、その規定を添付する。**
- (7) 当部門には、業務経験を有する者を配置し、金融商品取引業務及び関連業務に関する知識を有する者を配置する。

※業務方法書の記載内容に変更が生じた場合は、都度、業務方法書の変更届が必要。大きな変更の場合、事前に管轄財務局等への相談/ドラフトチェックを求められる場合も。





2. 「投資運用業」とは

◆投資運用業とは

☞ 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うこと

☞ 「投資運用業」の行為種別

投資法人資産運用業 (金商法第2条第8項12号イ)	登録投資法人と委託契約を締結し、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
投資一任業 (金商法第2条第8項12号ロ)	投資家と投資一任契約を締結し、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
投資信託委託業 (金商法第2条第8項14号)	投資信託の信託財産の運用として、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
ファンド運用(自己運用)業 (金商法第2条第8項15号)	集団投資スキーム持分など所定の権利の保有者から出資・拠出を受けた金銭その他の財産について、主として有価証券又はデリバティブ取引に投資し運用を行う業務

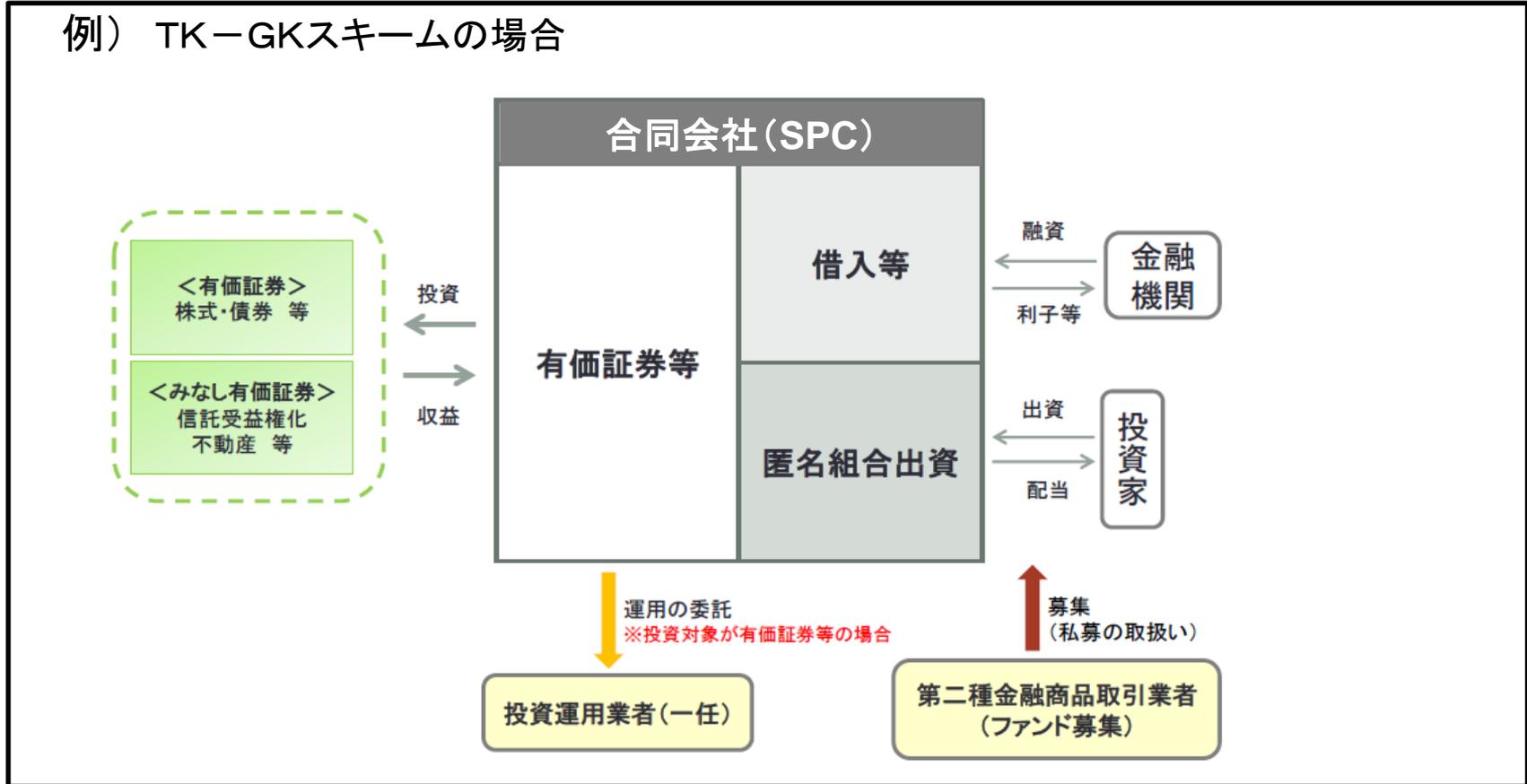




2. 「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(第二種金融商品取引業・投資運用業)

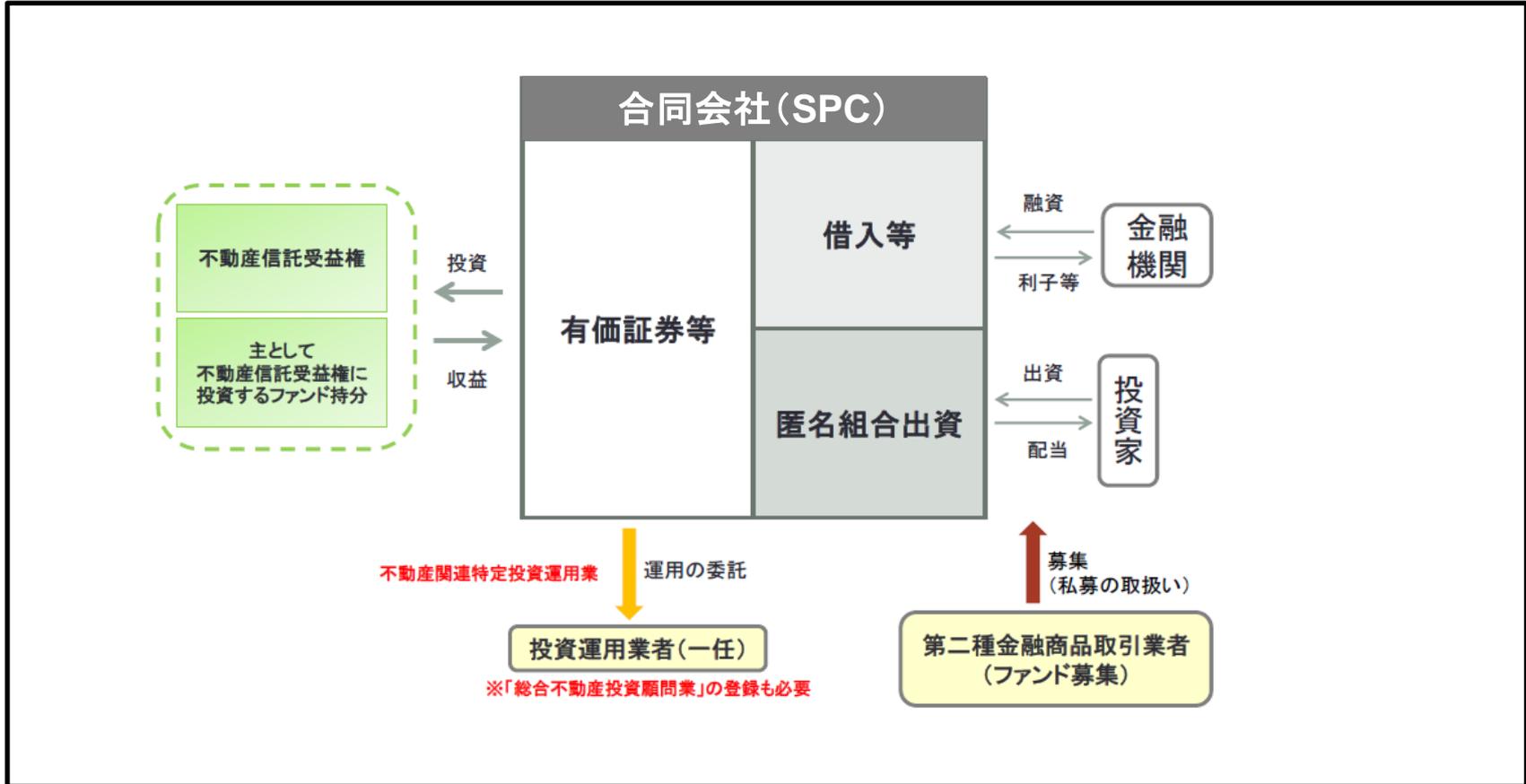
例) TK-GKスキームの場合





2. 「投資運用業」とは

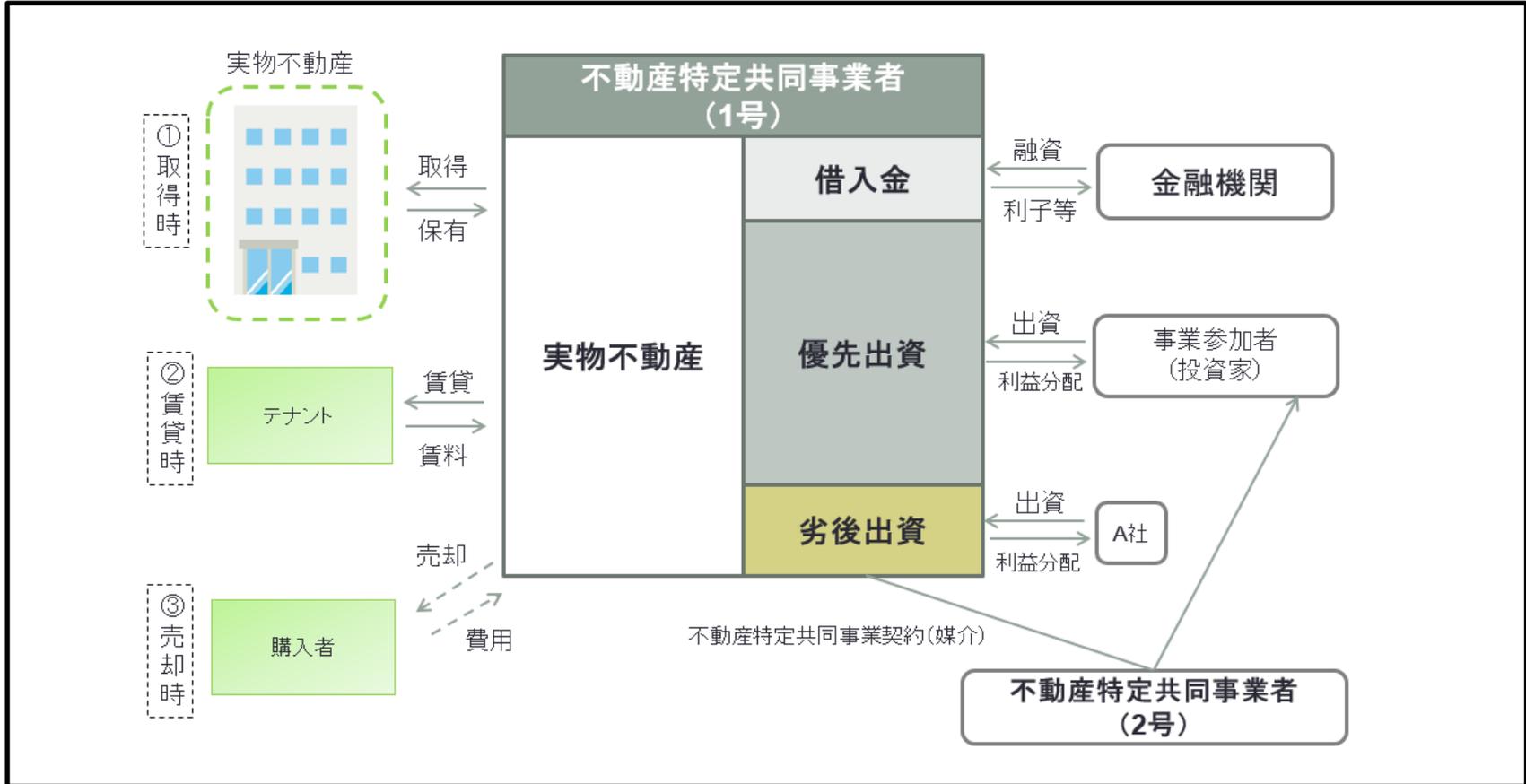
◆ケーススタディ(不動産関連特定投資運用業の場合)





2. 「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(例:投資対象物が「実物不動産」の場合)

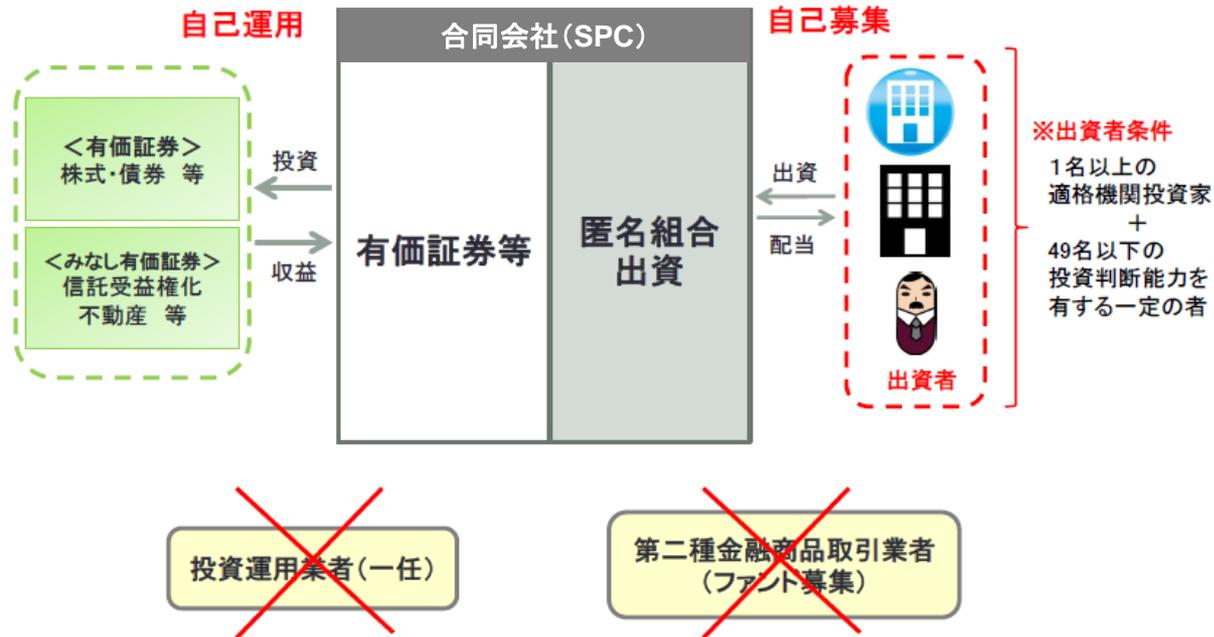




2. 「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(例外スキーム:適格機関投資家等特例業務届出)

1名以上の適格機関投資家×49名以下の投資判断能力を有すると見込まれる一定の者向の
集団投資スキーム持分の自己募集又は自己運用については、登録ではなく、届出で可。





2. 「投資運用業」とは

◆適格投資家向け投資運用業(プロ向け投資運用業)とは

☞ 顧客を適格投資家に限定した、比較的小規模な財産の運用を行う投資運用業については、「適格投資家向け投資運用業」として、通常の投資運用業よりも要件等を緩和。

	通常の投資運用業の場合	プロ向け投資運用業の場合
会社組織	取締役会設置会社 (取締役3名～+監査役1名～)	監査役設置会社等
資本金規制 純資産額規制	5,000万円以上	1,000万円以上
その他	—	コンプライアンス業務の外部委託

☞ 「適格投資家向け投資運用業」の登録状況

↳ 令和2年8月31日時点の「金融商品取引業者登録一覧」によると、全国の[投資運用業392社]の内、[20社]が該当。





2. 「投資運用業」とは

◆適格投資家向け投資運用業(プロ向け投資運用業)とは

☞ 「適格投資家向け投資運用業」に該当するには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- | |
|-------------------------------------|
| ①全ての運用資産に係る権利者(出資者)等が「適格投資家」のみであること |
| ②全ての運用資産の総額が200億円を超えないこと |

☞ 「適格投資家」とは・・・

<p>特定投資家 (金商法第29条の5)</p>	<p>①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行 ④上場会社 ⑤資本金の額が5億円以上の株式会社 ⑥金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人 等</p>
<p>特定投資家に準ずる者 (内閣府令第16条の6)</p>	<p>①資本金の額が5千万円以上である法人 ②純資産の額が5千万円以上である法人 等</p>
<p>金融商品取引業者と 密接な関係を有する者 (施行令第15条の10の7) (内閣府令第16条の5の2)</p>	<p>①当該金融商品取引業者の役員・使用人 ②当該金融商品取引業者の親会社等 等</p>





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

登録申請時だけでなく、登録完了後も要件を満たし続ける必要があります！

① 会社の要件

☞ 「株式会社」であること

- ・個人での登録は不可。
- ・組織としてのガバナンスを発揮する為、「合同会社」等も不可。

☞ 「取締役会設置会社」であること

- ・取締役会設置会社には、[取締役3名＋監査役1名](※)以上が必要。
(※)投資運用業者は、取締役・監査役の役員任期の伸長不可。

☞ 定款の目的欄に「投資運用業」等の記載があること





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

②事務所の要件

適切な事務所の使用権限を有していること

- ・賃貸の場合：賃貸借契約書の[名義/使用用途/契約期間]が適切か
- ・転貸の場合：所有者の承諾、適切な権限の流れが確認できるかどうか
- ・所有の場合：そもそも事業用に使用できる物件かどうか 等

物理的な独立性を確保できていること

- ・登録申請時には、「役職員の名入り配席図／事務所平面図」を提出
物理的に独立した区画を、登録申請者1社で占有できているかどうか

NG事例

(×) バーチャルオフィス、シェアオフィス、パーティションで区画した他社共有オフィス 等





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

③財産の要件

☞ 資本金が「5,000万円以上」であること

- ・申請時点で、会社謄本（履歴事項全部証明書）上で資本金要件を確認

☞ 純資産額（※）が「5,000万円以上」であること

（※）資産の合計金額から、負債の合計金額を控除して算出した額

- ・登録後に純資産額要件に抵触した場合、監督上の処分の対象となる

☞ 決算内容・決算見込みが良好であること（経営状況の安定性）

- ・直近1年間の決算書＋登録後3年間の収支計画の提出が必要

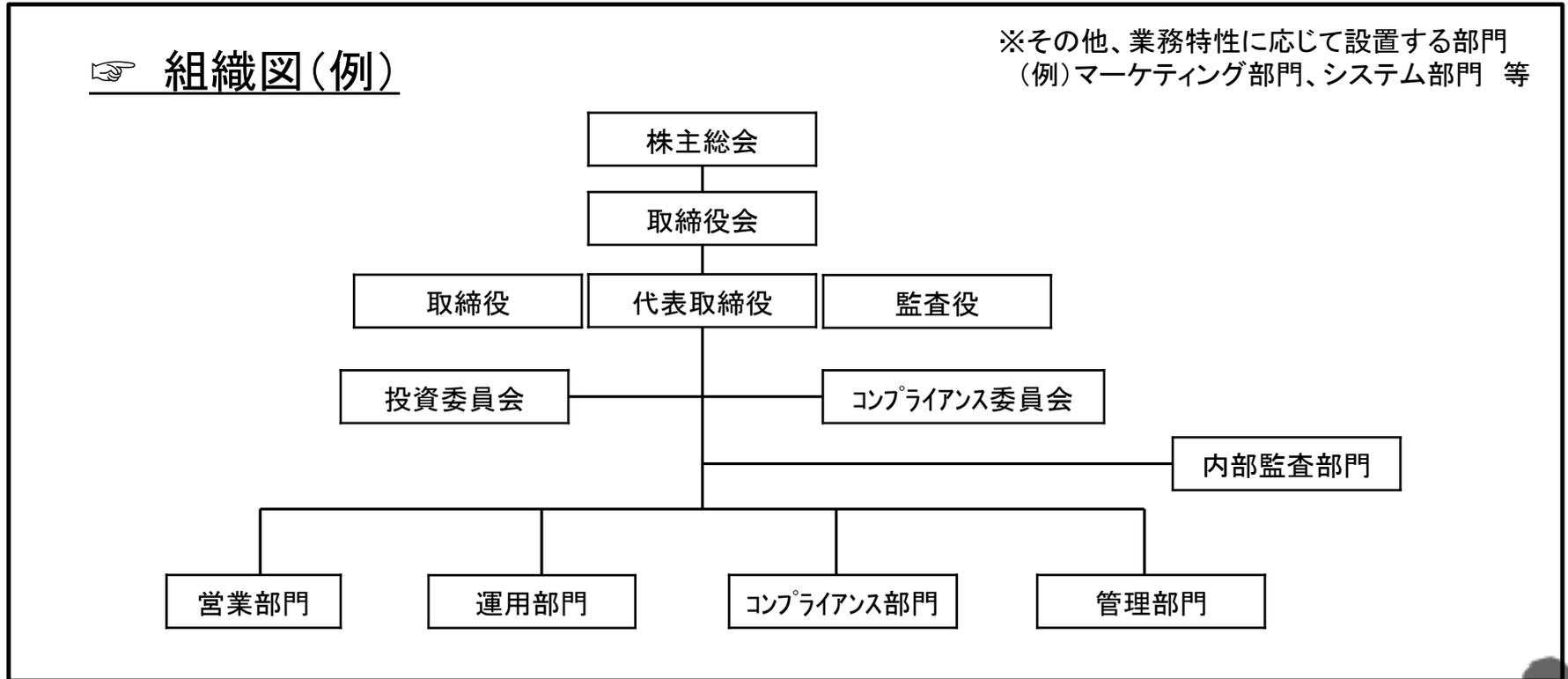




3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④人・組織の要件





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和2年6月）

VI-3 諸手続（投資運用業）

VI-3-1 登録

VI-3-1-1 投資運用業

（1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和2年6月）

- ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
- ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
- ホ. 上記ハ及びニのほか、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a. 帳簿書類（VI-3-2-4に規定する帳簿書類を含む。）・報告書等の作成、管理
 - b. ディスクロージャー
 - c. 運用財産の分別管理
 - d. リスク管理
 - e. 電算システム管理
 - f. 管理部門による運用状況管理、顧客管理
 - g. 法人関係情報管理
 - h. 広告審査
 - i. 顧客情報管理
 - j. 苦情・トラブル処理
 - k. 運用部門による資産運用業務の執行
 - l. 内部監査
 - m. 投資信託財産の運用を行う場合にあつては、投資信託財産に係る計算及びその審査





3. 主な登録要件(投資運用業(投資一任業))

◆ 主な登録要件(実務上の確認ポイントを含む)

④人・組織の要件

👉 人的構成要件

金融商品取引法上、具体的な要件(どんな経験が何年以上あれば可等)は明記されていない。個社別に「業務を適確に遂行できる」体制を検討する。

<役員層>

役職	確認ポイント
代表取締役	その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること。
常務に 従事する 役員	金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示す経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験(※)を有すること。

(※)「知識」: 金融商品取引業務に関連して、過去に取得した「資格・検定」や受講した「研修」等
例) 証券外務員、内部管理責任者、金融内部監査士 等

「経験」: 過去に金融商品取引業者に勤務し、実際に専門的実務に携わった実務経験等

(ポイント) ①金融商品取引法施行後、②金融商品取引業登録をしている会社で、

③実際に金融商品取引業務を担当した経験(目安: 少なくとも3年以上)があるか





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆ 主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④人・組織の要件

👉 人的構成要件

<実働部隊>

役 職	確 認 ポ イ ン ト
運用部門 責任者	権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
コンプライアンス部門 責任者	資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
内部監査部門 責任者	金融商品取引業者での内部監査業務経験（会計監査ではなく、業務監査）やその為に必要な知識があること。

（主なポイント）

- ①各部門の責任者：担当業務に通じた知識・経験がある人員が配置されているか
- ②各部門の業務が適切に遂行できるだけの人員が確保されているか





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆ 主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④ 人・組織の要件

人的構成要件

<人的構成要件の落とし穴>

- ① 過去勤務した金融商品取引業者での出来事
（行政処分、届出遅延、転職歴等）
- ② 雇用形態
- ③ 常勤性
- ④ 他社との兼職
- ⑤ 自社内の兼務
- ⑥ 外注の可否





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

主要株主（※）規制

（※）総議決権の20%以上の議決権を保有している者等

- ・主要株主が欠格事由（成年被後見人等）に該当していると、登録不可
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業のみ）の主要株主となった者（主要株主でなくなった時）は、遅滞なく、届出が必要

取締役又は執行役の兼職規制

- ・投資運用業者の取締役等が、他の会社の取締役・会計参与・監査役・執行役に就任（退任）した時は、遅滞なく、届出が必要





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

兼業規制

・「付随業務」「届出業務」「承認業務」

付随業務	金融商品取引業の他に、金融商品取引業に付随する業務として、行うことが認められている業務 例) M&A等に関するアドバイザリー業務、経営コンサルティング 等
届出業務	金融商品取引業及び付随業務の他に、届出をすることで兼業が認められる業務 例) 貸金業、宅地建物取引業、不動産特定共同事業 等
承認業務	金融商品取引業、付随業務及び届出業務の他に、承認を受けることで兼業が認められる業務





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

☞ 金融ADR制度への対応

- ・一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「協会」）への入会
- ・協会入会に伴う費用

入会金	100万円
会費	投資運用業等に係る営業収益×所定の係数（※） ○頭打ち（上限）：算出額が800万円を超えるものは800万円 ○足切り（下限）：算出額が40万円未満のものは40万円 （※）「所定の係数」は0.25%を基準とし、上下30%の範囲（0.175%～0.325%）内で、各事業年度の協会予算案に基づき理事会で定めます。

（同協会HP「入会金・会費」より）





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引法（第29条の4（登録拒否事由）」）

二 協会（括弧内省略）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（括弧内省略）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和2年6月）

VI-2-10 協会未加入業者に関する監督上の留意点

（1）主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（VI-2-10において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

登録拒否事由への非該当

＜金融商品取引業共通の登録拒否事由（以下、一部抜粋）＞

- ☑ 金融商品取引業登録を取り消され、その取消から5年を経過しない者
- ☑ 他に行う事業が公益に反すると認められる者
- ☑ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
- ☑ 法人の場合：役員又は政令で定める使用人が以下に該当する者
 - ・成年被後見人若しくは被保佐人
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行後5年を経過しない者





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

登録拒否事由への非該当

＜投資運用業に適用される登録拒否事由（以下、一部抜粋）＞

- ☑ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ☑ 協会未加入者で、協会の定款諸規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの
- ☑ 他に行っている事業が付随業務・届出業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者



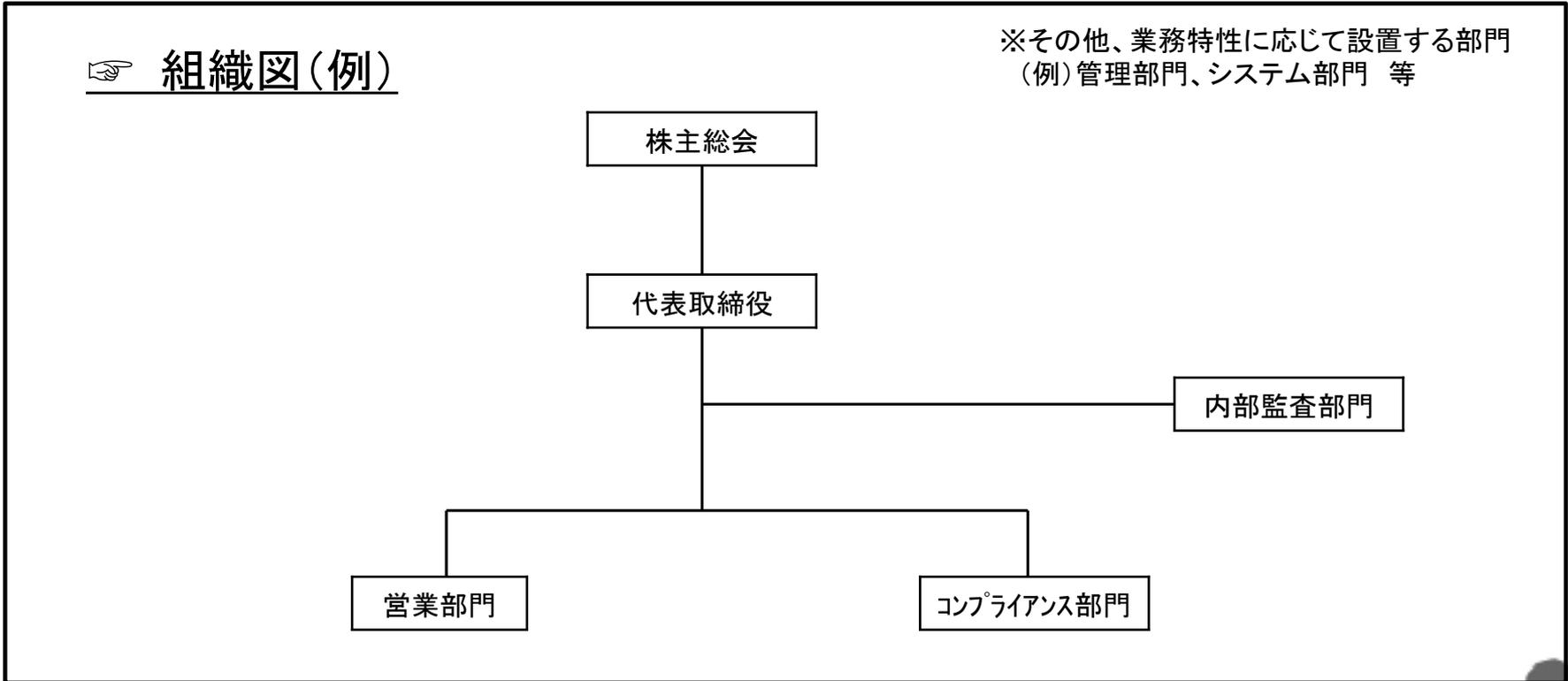


3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆[参考]投資助言・代理業の場合

「投資運用業」で求められる組織に比べると、随分シンプルな組織になります。

①人・組織の要件





3. 主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆[参考]投資助言・代理業の場合

②その他の要件



会社の要件

- ・定款の目的欄に「投資助言・代理業」等の記載があること



事務所の要件（投資運用業と同じ）

- ・適切な事務所の使用権限を有していること
- ・物理的な独立性を確保できていること



財産の要件

- ・営業保証金（500万円）の供託をすること
- ・決算内容・決算見込みが良好であること（経営状況の安定性）



その他

- ・金融ADR制度への対応（（一社）日本投資顧問業協会への入会）
※投資助言・代理業者の場合：入会金20万円、会費10万円
- ・登録拒否事由への非該当





4. 登録申請手続き

登録申請窓口

- 登録申請窓口は、「主たる営業所を管轄する財務局・財務事務所」

主たる営業所の所在地	申請窓口
埼玉県内	関東財務局(本局)
東京都内	東京財務事務所

例) 主たる営業所が「東京都千代田区」の場合

⇒ 関東財務局管轄で、登録番号は「関東財務局長(金商)第●●号」。
申請窓口は、「東京財務事務所」(@湯島)となる。

- 登録完了後、変更届を提出する際も、上記と同じ考え方となる。
⇒ 変更届に記載する宛名は、「関東財務局長殿」となるが、
変更届の申請窓口は、「東京財務事務所」(@湯島)となる。





4. 登録申請手続き

関東財務局

関東財務局 所在地・交通アクセス

所在地

〒330-9716
さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館

電話

048-600-1111 (代表)

アクセス

- ・ JR宇都宮線・高崎線・京浜東北線
「さいたま新都心駅」から徒歩約5分
- ・ JR埼京線「北与野駅」から徒歩約7分





4. 登録申請手続き

👉 東京財務事務所

東京財務事務所 所在地・交通アクセス

所在地

〒113-8553 文京区湯島4-6-15
湯島地方合同庁舎

電話

03-5842-7011 (代表)

アクセス

- ・東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「本郷三丁目駅」から徒歩10分
- ・東京メトロ千代田線「湯島駅」から徒歩5分
- ・JR京浜東北線・山手線「御徒町駅」から徒歩15分





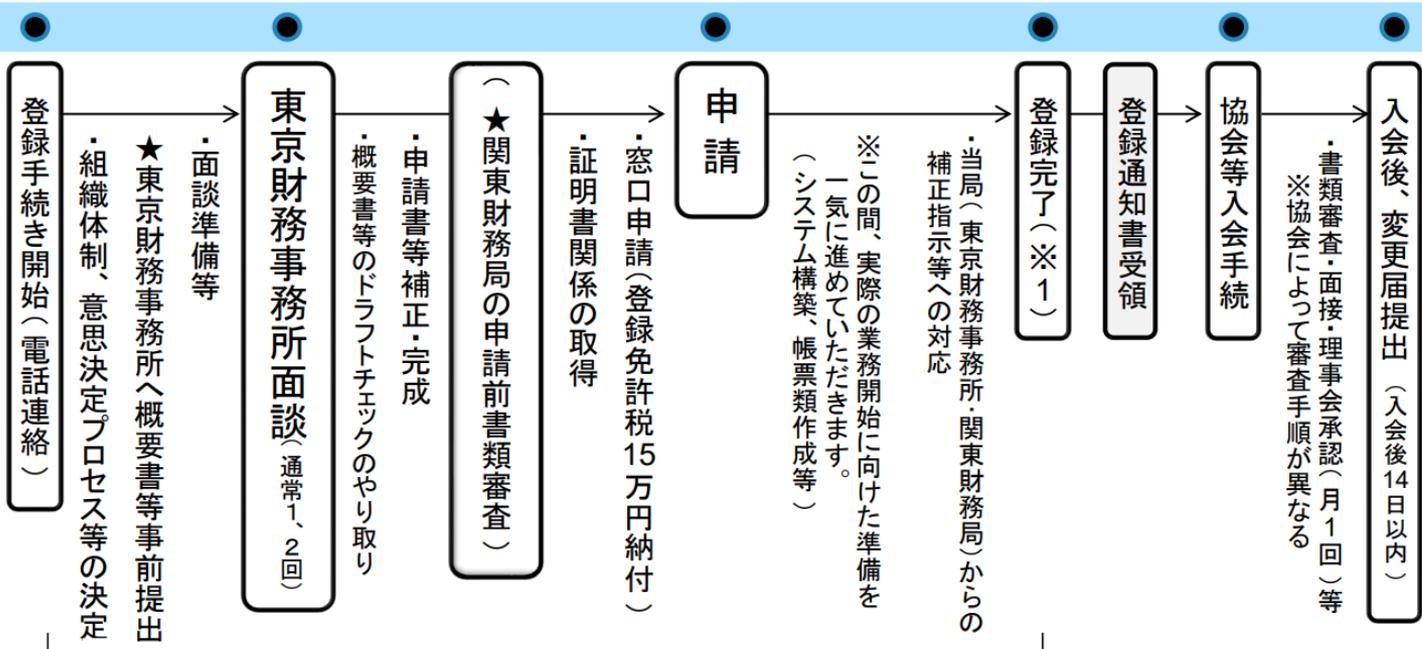
4. 登録申請手続き

一般的な登録申請スケジュール(東京財務事務所の場合)

1年近くかかることも...

◆準備期間:4ヶ月程度～
(管轄・担当官、サービス内容、人的構成等による)

◆標準処理期間:(新規)2ヶ月・(変更)1ヶ月
(補正・確認等により、2ヶ月を超過する場合あり)



(管轄・担当官により、審査過程で、複数回面接に呼ばれる場合あり)

(※1) 投資助言・代理業のみの登録の場合は、500万円の供託が必要。





4. 登録申請手続き

☞ 主な提出書類

登録申請書(第1面～第11面)	登録申請者の誓約書
業務方法書	重要な使用人に関する以下の書類 ①履歴書②誓約書③住民票④身分証明書
業務方法書内で引用する規程等	
組織図	特定関係者を記載した書面
人的構成書面	社内規程一覧表(※)
会社謄本(履歴事項全部証明書)	その他の社内規程類
定款(原本証明付)	登録免許税の領収証書(原本)
印鑑証明書	概要書
決算書類(直近1年間)	スキーム図
純財産額を算出した書面	収支見込書(今後3年間)
主要株主の商号等を記載した書面	オフィス配席図





4. 登録申請手続き

☞ 主な提出書類(社内規程の例)

取締役会規程	利害関係人取引規程
組織規程	役職員服務規程
業務分掌規程	苦情等処理規程
職務権限規程	内部監査規程
投資運用規程	情報システム管理規程
投資委員会規程	個人情報保護規程
コンプライアンス委員会規程	内部者取引管理規程
リスク管理規程	文書管理規程
顧客勧誘規程	コンプライアンス規程
顧客管理規程	コンプライアンス・マニュアル
広告等審査規程	コンプライアンス・プログラム





4. 登録申請手続き

登録申請手続きの注意点

- ①申請の際は「原本1部、副本(原本のコピー)2部」を持参すること。
原本・副本1部は、関東財務局・東京財務事務所用。
残る副本1部は、申請者用の控え(受領印を押してもらう)。
- ②会社の押印は、法務局に届出している法人代表者印(実印)。
個人の押印は、認印可。シャチハタ等の浸透印は不可。
- ③各種証明書は、申請時点で「発行後3ヶ月以内の最新のもの」が必要。
- ④登録申請書類一式の控え(受領印付)を必ず保管すること。
申請後に差し替え等が発生した場合、控えも必ず差し替えすること。
- ⑤申請中の変更は、極力控え、やむを得ない場合は、早めに当局へ相談を。





最後に・・・

ご静聴いただき、ありがとうございます。

※※※ 注意事項 ※※※

- ・当資料に記載されている情報は、正確かつ信頼しうると考える情報源から入手した情報及びその情報を基に作成した情報であり、情報の正確性等については万全を期しておりますが、その全ての情報の正確性、適時性、完全性等を保証するものではありません。
- ・当資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失等について、当社は一切の責任を負いません。
- ・登録申請手続きは、管轄財務局及び財務事務所やその担当官次第で、手順・見解・提出書類等が異なる場合があります。実際の手続きにあたっては、管轄財務局及び財務事務所の指導に従って、進めて下さい。

